

7 環 活 第 211 号

令和 7 年 6 月 24 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて

(諮問)

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）に基づく環境影響評価の対象事業のうち、工場又は事業場の新設又は増設の事業の規模に係る要件を改めることについて、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電 話 052-954-6211 (ダイヤルイン)

説明

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）では、「製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は増設の事業」を対象事業の一つとし、当該事業の規模に係る要件は、工場等で使用される燃料又は原料の量を重油の量に換算したものが1時間当たり11.25トン以上等としております。

条例の施行以降、工場等においては、石炭、重油等から天然ガスや都市ガスへの燃料転換が進展し、大気環境の改善が図られてきました。

また、近年においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、中部圏の自治体や経済団体等が一体となり設立した「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」において、水素・アンモニアの利活用促進に資する取組が進められています。

水素、アンモニア及び天然ガス等の燃料は、燃焼時に大気汚染物質の排出が少ないという特性を有しており、他の燃料と同様に重油の量に換算したもので環境影響評価の対象事業とすることは、カーボンニュートラル等の環境改善に向けた事業者の取組意欲や技術革新を阻害するおそれがあります。

そこで、工場又は事業場の新設又は増設の事業の規模に係る要件を改めることについて、貴審議会の意見を求めるものです。

愛知県環境影響評価条例の対象事業に係る規模要件の見直しについて

1 背景及び問題点

- 愛知県環境影響評価条例においては、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業実施前の環境影響評価手続きの実施を規定。
- 主にばい煙※の発生による大気質への影響を考慮し、「工場等の新設又は増設の事業」を環境影響評価条例の対象事業として設定。
※ 物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質（塩化水素、水銀等）

対象事業の種類	規模
工場等の新設の事業	燃料使用量が 11.25t/時間以上（重油換算）又は特定排水の量が 7,500m ³ /日以上である工場等を設けるもの
工場等の増設の事業	燃料使用量が 11.25t/時間以上（重油換算）又は特定排水の量が 7,500m ³ /日以上増加するもの

注）各種燃料への重油への換算方法は熱量換算が基本

2 問題点

- 愛知県環境影響評価指針では、大気質に係る環境要素として、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質、粉じん等を例示。
- 条例の施行以降、工場等においては、石炭、重油等から都市ガスや天然ガスへの燃料転換が進展。
- 脱炭素社会形成に向け、今後、アンモニア及び水素の利用拡大が見込まれる※。

※ 中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議においては、2030 年度の水素・アンモニア需要量の目標を設定。

- 対象事業の規模要件は重油の量に換算した燃料使用量としており、燃料種別の大気汚染物質の排出量の違いが考慮されていない。
- 水素、アンモニア等の新たな燃料等に係る環境性能を考慮しないことは、カーボンニュートラル等の実現に向けた事業者の取組意欲や技術革新を阻害するおそれ。

3 見直しの考え方

（1）方向性

燃料由来のばい煙の発生が少ない燃料（良質燃料）を使用する場合に規模要件を緩和。

（2）良質燃料

水素、アンモニア、天然ガス、都市ガス等

（3）緩和の考え方

- 良質燃料を使用する場合、大気質への環境影響は低減。
- 規模が大きい事業については、供用時の大気質以外にも、著しい環境影響を及ぼす可能性有り。
⇒ 大気質への環境影響が低減しても、一定規模以上は環境影響評価が必要。
- 緩和に当たっては環境影響評価制度の他の対象事業との整合性に留意。
- 燃料を使用する点として類似している火力発電所の設置等は環境影響評価を実施。（第一種事業：15 万 kW、第二種事業：11.25 万 kW）
⇒ 同規模以上の事業は環境影響評価を引き続き実施

	燃料使用量	特定排水量
現状	11.25t/時間	7,500m ³ /日
緩和後	11.25t/時間を上回る規模	7,500m ³ /日

注）良質燃料を使用する場合であっても、水質への環境影響の低減につながるとは言えないため、特定排水量については緩和しない。